

開成町基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町基金条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

既設の基金の一部を廃止し、一部の設置の目的を改正するとともに、こども子育て応援基金を新設するため、開成町基金条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町基金条例の一部を改正する条例

開成町基金条例（令和6年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第2条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金_____を次の表のとおり設置する。			(設置) 第2条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金(以下「積立基金」という。)を次の表のとおり設置する。		
基金の名称	設置の目的	基金に積み立てる額	基金の名称	設置の目的	基金に積み立てる額
財政調整基金	町財政の健全な運営の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	財政調整基金	町財政の健全な運営の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
減債基金	町債の償還の財源とするため	一般会計又は特別会計の歳入歳出予算で定める額	減債基金	町債の償還の財源とするため	一般会計又は特別会計の歳入歳出予算で定める額
育英奨学金貸付基金	育英奨学金貸付の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	育英奨学金貸付基金	育英奨学金貸付の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
開成町立学校校舎等整備基金	開成町立小学校、中学校及び幼稚園の校舎、園舎その他の学校用建物(以下「校舎等」という。)の建設、改修その他の整備事業及び整備事業に係る	一般会計歳入歳出予算で定める額	開成町立学校校舎等整備基金	開成町立小学校、中学校及び幼稚園の校舎、園舎その他の学校用建物(以下「校舎等」という。)の建設、改修その他の整備事業	一般会計歳入歳出予算で定める額
	町債の償還の財源とするため			_____の財源とするため	
社会福祉基金	低所得世帯、児童、老人、心身障害者、心身障害児及び母子家庭等の福祉の向上を図る事業の財源とする	一般会計歳入歳出予算で定める額	社会福祉基金	低所得世帯、児童、老人、心身障害者、心身障害児及び母子家庭等の福祉の向上を図る事業の財源とする	一般会計歳入歳出予算で定める額

改正後			改正前		
	ため			ため	
商工振興事業基金	商工業の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	商工振興事業基金	商工業の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
教育振興基金	学校教育及び社会教育の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	教育振興基金	学校教育及び社会教育の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
あしがり郷「瀬戸屋敷」基金	あしがり郷「瀬戸屋敷」を次世代に引き継ぐための事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	あしがり郷「瀬戸屋敷」基金	あしがり郷「瀬戸屋敷」を次世代に引き継ぐための事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
開成の夢を育てるあじさい基金	あじさいの里の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐための事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	開成の夢を育てるあじさい基金	あじさいの里の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐための事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
公共施設整備基金	公共施設(校舎等を除く。)の建設、改修その他の整備事業及び整備事業に係る町債の償還の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	公共施設整備基金	公共施設(校舎等を除く。)の建設、改修その他の整備事業____ ____の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金	開成駅前第2公園内に設置した小田急ロマンスカー3100形の維持管理の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金	開成駅前第2公園内に設置した小田急ロマンスカー3100形の維持管理の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項に規定する施策の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項に規定する施策の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
			みなみ地区植栽維持管理事業基金	開成町みなみ地区内の公園等の植栽維持管理の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額

改正後			改正前		
まち・ひと・しごと創生基金	まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に推進するための財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額	まち・ひと・しごと創生基金	まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に推進するための財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
こども子育て応援基金	こども施策に資する事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額			
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営の財源とするため	国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険財政の健全な運営の財源とするため	国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額
介護保険財政調整基金	介護保険財政の健全な運営の財源とするため	介護保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額	介護保険財政調整基金	介護保険財政の健全な運営の財源とするため	介護保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額
—			2 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金(以下「定額運用基金」という。)を次の表のとおり設置する。		
			基金の名称	設置の目的	基金の額
			国民健康保険高額療養費貸付基金	国民健康保険高額療養費貸付金の財源とするため	200万円
			介護保険高額介護サービス費貸付基金	介護保険事業における高額介護サービス費等に相当する費用の貸付の財源とするため	50万円

改正後	改正前
<p>(管理及び運用)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用することができる。</p> <p>3 <u>前項の規定による運用は、第2条に定める基金に属する現金の残高の一部又は全部を取りまとめ、当該残高の合計額をもって運用(以下「一括運用」という。)することができる。</u></p>	<p>(管理_____)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用することができる。</p> <p>(新設)</p>
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 _____基金の運用から生ずる収益は、各会計年度において歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。<u>ただし、一括運用により生ずる収益にあつては、その全額(次項に定めるものを除く。)を歳入歳出予算に計上して財政調整基金に編入することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、こども子育て応援基金から生ずる収益は、各年度において歳入歳出予算に計上して当該基金の設置の目的に定める経費に充当することができる。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 <u>積立</u>基金の運用から生ずる収益は、各会計年度において歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 <u>定額運用基金の運用から生ずる収益は、その属する会計の歳入とし、同会計の財源に充てるものとする。</u></p>
<p>(処分)</p> <p>第7条 _____基金は、第2条_____に定める目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の規定による_____基金の処分(寄附金を元金とする_____基金の処分に限る。)に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>(処分)</p> <p>第7条 <u>積立</u>基金は、第2条第1項に定める目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>積立</u>基金の処分(寄附金を元金とする<u>積立</u>基金の処分に限る。)に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう努めなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる改正前の条例により設置された基金に属する現金、有価証券その他の財産（以下「現金等」という。）は、この条例の施行の日において、同表の右欄に掲げる基金に属する現金等とみなす。

みなみ地区植栽維持管理事業基金	財政調整基金
国民健康保険高額療養費貸付基金	国民健康保険財政調整基金
介護保険高額介護サービス費貸付基金	介護保険財政調整基金